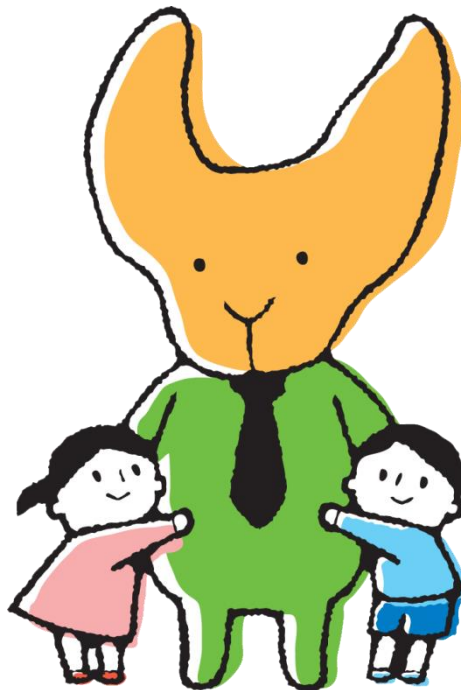


ひとり親家庭ハンドブック

平成 30 年度

ひとり親家庭の皆さんが日頃ご利用される制度を紹介します。
各制度によって対象となる方が異なりますので、詳しくはそれぞれの担当窓口までお問い合わせください。



由布市

ひとり親家庭とは、...

配偶者と死別したり、離婚して現在も婚姻していない人が20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。また、次の方が20歳未満の子どもを扶養している家庭も含まれます。

- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が精神または身体の障害により、長期にわたって働けない方
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養をうけることができない方
- 婚姻によらないで母となった女性



手当・就学援助制度

1、 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。

(1) 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の者）を育てている母子家庭の母または父子家庭の父または養育者に支給されます。

(2) 支給額

対象児1人の場合：月額42,500円～10,030円（平成30年4月現在）
2人目には月額10,040円～5,020円を加算し、3人目以降は、
月額6,020円～3,010円を加算します。

※消費者物価指数の変動により改定されることがあります。

- ・所得に応じて支給します。
- ・受給者本人の所得が一定の限度額を超えると、一部停止または全部停止となります。
- ・毎年8月には現況届の提出が必要です。
- ・公的年金（遺族補償等を含む）を受給している場合は手当額と年金額の差額支給となります。
- ・扶養義務者（同居の家族）の所得が一定の限度額を超えると、全部停止となります。

(3) 支給日

4月、8月、12月に、支給月の前月分まで支給します。

(4) 手続き

手当を受けようとする人の請求にもとづいて申請日の翌月分から支給されます。添付書類が必要ですのでお早めに相談ください。

申請は、本庁舎子育て支援課、挾間地域振興課、湯布院地域振興課で受け付けています。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

2、児童手当

児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。ひとり親になった場合、対象の児童を実際に養育する人が認定請求をする必要があります。

(1) 支給対象者

中学校終了までの児童を養育している人

(2) 支給額

児童の年齢	月額
0～3歳未満	一律 15,000円
3歳～小学生	10,000円 第3子以降は 15,000円
中学生	一律 10,000円

(3) 支給月

手当の支給は2月、6月、10月です。請求した翌月分からそれぞれの支給月の前月分までを支給します。

(4) 手続き

子育て支援課・挾間地域振興課・湯布院地域振興課で受け付けています。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

3、就学援助制度

お子さんの小中学校・義務教育学校就学にあたり、経済的な理由でお困りの方に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

(内容)

学用品費、就学旅行費、給食費などを支給します。

(対象者)

児童扶養手当を受給しているなど、いくつか条件があります。

(申し込み方法)

各学校に用意している「就学援助受給申請書」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。

問い合わせ先：由布市教育委員会学校教育課 ☎097-582-1179

：お子様が通学している学校

医療費助成制度

1、ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の親と子、または父母のいない児童が健康保険証を使って医療機関を受診した場合に、保険診療の自己負担分を助成します。医療費の助成を受けるには、受給資格者証の交付を市の窓口にて受ける必要があります。

(1) 対象者

- ・母子家庭の母及び児童
- ・父子家庭の父及び児童
- ・父母のいない児童

※児童とは 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの者

※所得制限があります。児童扶養手当に準ずる。詳しくは、下記までお問い合わせください。

※生活保護を受けている人は対象者となりません。

(2) 内容

医療機関等の窓口で、保険証と一緒に受給資格者証を提示してください。

児童：入院・通院・薬局、いずれも無料。

親：医療機関に一部自己負担金を支払い、領収書や証明書を市役所へ提出してください。負担金分は、後日口座振込みにより助成をします。

(医療機関にかかった日から 1 年間有効)

入院・・・1 医療機関につき 1 日 500 円 (月 14 日まで)

通院・・・1 医療機関につき 1 回 500 円 (月 4 回まで)

薬局・・・無料

※助成対象外となるものの例：予防接種料、健康診断料、入院時食事療養費、初診料加算 など

(3) 医療費の助成を受けるには

- 県内の医療機関（整骨院、接骨院、鍼灸院などを除く※該当する機関もあるので窓口で確認してください。）を受診する場合は受診時に、健康保険証と受給資格者証を医療機関窓口で提示してください。
- 県外の医療機関では、窓口で医療証を提示しても助成は受けられません。このような場合は一旦、医療機関窓口で医療費（保険診療）の自己負担分を支払った後、市に払い戻しの申請をしてください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

遺族年金

1、 遺族基礎年金

国民年金の被保険者、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

(1) 支給される遺族の範囲

- ① 死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日までにある子がいる妻または夫（定められた程度以上の障害をもつ子は20歳未満）
- ② 死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた、18歳到達年度の末日までにある子（定められた程度以上の障がいをもつ子は、20歳未満）

(2) 受給要件

保険料納付済期間、免除期間などにより受給できない場合があります。

(3) 手続き

本庁舎保険課・挾間地域振興課・湯布院地域振興課で行います。

問い合わせ先：由布市保険課 ☎097-582-1121

2、 遺族厚生年金

厚生年金の被保険者、または老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人などが死亡した時、その遺族に支給されます。

(1) 支給される遺族の範囲

死亡時、死亡した人によって生計を維持されていた妻または夫、子、父母、孫、および祖父母。妻以外の遺族については、年齢等の条件があります。

(2) 受給要件

保険料納付済期間などにより受給できない場合があります。

(3) 手続き

年金事務所で行います。

問い合わせ先：日本年金機構大分年金事務所 ☎097-552-1211

暮らしと自立のための制度

1、 保育料について

保育所（園）などの保育料は、児童を養育している父母等の市民税額等により決定します。結婚、離婚など戸籍の届出が生じたときは、保育料が変更になることがありますのでご相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

2、 税の軽減

配偶者と死別・離婚等されたひとり親家庭の方は、所得税および市民税・県民税の寡婦（夫）控除（所得控除）の適用が受けられる場合があります。なお、寡婦（夫）控除の適用を受けるためには、所得金額が一定額以下であることや扶養親族がいることなどの要件があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：所得税・・・大分税務署 ☎097-532-4171
市民税・県民税・・・由布市税務課☎097-582-1269

3、 JR通勤定期券の割引

児童扶養手当を受給している方の世帯員は、JRの通勤定期乗車券を3割引で購入できます。購入には、子育て支援課で発行する証明書が必要です。

※本人の顔写真（最近6ヶ月以内に撮影したもの、正面上半身縦4cm×横3cm）、印鑑、児童扶養手当証書を持参してください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

4、 母子家庭など就業・自立支援センター

母子家庭の母などを対象として、専門の支援員による就労相談や職業紹介を行っていますので、お気軽にご利用ください。

相談日時：火～金曜日 午前8時30分～午後6時
月・日曜日 午前8時30分～午後5時
祝日・土曜日は休日

場所：大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館3階
一般財団法人 大分県母子寡婦福祉連合会内
☎097-552-3313

5、 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく資格を取得するにあたり、給付金を支給します。

(1) 対象者

市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にある方で、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方

(2) 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

(3) 支給額等（平成 29 年 3 月現在）

支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の 60%に相当する額です。ただし、60%に相当する額が 20 万円を超える場合の支給額は、20 万円とし、1 万 2 千円を超えない場合は支給されません。給付金の支給は 1 人につき原則 1 回です。

(4) 事前申請

受講開始前に「自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書」と必要書類を提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受ける必要がありますので、お早めに相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

6、 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格を取得するため養成機関で修業する場合、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金（生活費）を支給します。また、修了支援給付金を終了後に支給します。

(1) 対象者

市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父であって、以下のすべての要件に該当する方。

○児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方

○修業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

○過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていない方

※このほかにも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(2) 対象資格

看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、その他、上記に準じて市長が別に定める資格

(3) 支給期間・支給額

支給の対象となる期間については、お問い合わせください。

支給額

	高等職業訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	100,000 円/月額	50,000 円
市民税課税世帯	70,500 円/月額	25,000 円

(4) 事前相談

支給を希望される方は、養成機関での修業開始前に事前相談をお願いします。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

7、 母子父子福祉資金等貸付金

母子家庭等の経済的自立の助成と児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

- ① 母子家庭の母で 20 歳未満の児童を扶養している人
- ② 父子家庭の父で 20 歳未満の児童を扶養している人
- ③ 父母のいない 20 歳未満の児童
- ④ 配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった人
- ⑤ 40 歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人

(2) 保証人等

- ・貸付金を利用するには連帯保証人が必要となる場合があります。
- ・児童（子）を対象にした資金は、その対象児童も借主となります。

(3) 申請の受付期間

随時受け付けています。

(4) その他

- ・資金の利用については、所得等貸付条件についての審査があります。
- ・貸付申請を行う前に、貸付の目的となる事業計画に着手した場合や、学校の入学金等を既に納入した場合などは貸付できません。必ず事前にご相談ください。
- ・この貸付金は、申請から貸付金の交付まで一定の日数（1 ヶ月～2 ヶ月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めにご相談ください。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

8、生活福祉資金

低所得世帯等の暮らしの安定のため、目的によって無利子または低利で各種の貸付を行っています。

(1) 貸付対象

低所得世帯（市県民税が非課税又は均等割課税程度の世帯）

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯）

高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯）

※世帯の状況によって資金の種類や貸付金額が異なります。

連帯保証人、償還方法、受付期間等についてはお問い合わせください。

問い合わせ先：由布市社会福祉協議会 ☎097-582-2756

一時的に子どもを預けたいとき

1、保育所（園）等一時預かり

(1) 対象

- ・市内に住所を有している就学前の児童。
- ・保育所・幼稚園・認定子ども園等に通っていない又は在籍していない児童
- ・集団生活になじめる児童

(2) 内容

病気や冠婚葬祭、保護者のリフレッシュなどで一時的に保育を必要とするこどもの保育（利用できる日数に制限があります）

(3) 場所

由布川保育園	097-583-3453	挾間町古野 104 番地 1
はさま保育園	097-583-0109	挾間町挾間 114 番地
宮田保育園	097-583-1544	挾間町北方 602 番地 1
あなみ保育園	097-582-1221	庄内町東重宝 596 番地 1
西庄内保育所	097-582-0137	庄内町庄内原 366 番地 4
ひばりこども園	097-582-1471	庄内町柿原 410 番地 1
聖愛保育園	0977-84-2317	湯布院町川上 2990 番地 1 4
すみれ保育園	0977-85-2134	湯布院町川上 2542 番地

(4) 利用方法

各保育所（園）に申請。行事などで受け入れできない場合もあります。

(5) 利用料

○4 時間以下・・・・・・1 回 900 円

○4 時間超 8 時間以内・・・・1 回 1,800 円

問い合わせ先：各保育所（園）

2、 子育て短期入所・生活援助事業

保護者の方が事故・病気などにより子どもの養育が一時的に困難となった場合など、緊急一時的保護を必要とする場合に、児童養護施設などでお預かりします。

《ショートステイ》 宿泊を伴う利用

- 利用期間 原則 7 日以内
- 利用料 2 歳未満児 5,350 円（1 泊） 2 歳児以上児 2,750 円（1 泊）

《トワイライト》 平日の夜間・休日預かり

- 利用時間
 - ・平日夜間預かり 夕方～午後 10 時まで
 - ・休日預かり 朝～午後 6 時まで
- 利用料
 - ・平日夜間預かり 750 円（日額）
 - ・休日預かり 1,350 円（日額）

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は費用の一部を減免する制度があります。

※受入施設との調整がありますのでなるべく早めに申請してください。

※受入施設の入所状況によっては受け入れが困難な場合があります。

※施設への送迎は保護者方をお願いします。

申込み先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

3、 ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いをしたい人（援助会員）と、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）が会員となって、子どもの世話を一時的に有料で援助しあう組織です。保育所（園）・幼稚園などの送迎（その前後の預かりを含む）に、また家庭での子育てのストレスを感じた時のリフレッシュなど、健やかに子どもを育てるために利用してください。

援助活動実施日	援助時活動時間	料金（1 時間）
平日	午前 7 時～午後 8 時まで	600 円
	上記以外の時間	700 円
休日・祝日・12/29～1/3	終日	700 円

※預かりは原則、援助会員の家族での保育になります。

※子どもの宿泊は、行わないこととします。

※兄弟姉妹で利用する場合は複数保育になります。

問い合わせ先：由布市子育て支援課 ☎097-582-1262

4、病児・病後児保育

(1) 対象：次のいずれにも該当する児童を、対象とします。

- ・由布市内に住所を有している小学生までの児童
- ・病気の回復期および病気の回復期に至らないことから集団保育等が困難な児童
- ・保護者の就労、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭での保育が困難な児童

(2) 実施施設

	西の台こどもデイケアルーム（ゆふ）	おざきホームケアクリニック （キッズケアクラブ いまじん）
場所	大分市椎迫 3 組	庄内町庄内原 838 番地 7
電話	090-3734-4228	080-8391-7651
利用 時間	月～金曜日 午前 8 時～午後 5 時半 土曜日 午前 8 時～午後 5 時	月～金曜日 午前 8 時半～午後 5 時半

(3) 利用方法

施設に利用日の前日、または当日朝までに利用の予約を行ってください。

(4) 利用料金

利用者 1 日 1 人当たり 2,000 円

（弁当・おやつ代含む）

相談窓口

1、 由布市の相談窓口「母子・父子自立支援員」

ひとり親家庭や寡婦の皆さんの総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員が配置されています。関係機関とも連携し、助言や情報提供を行っています。また、相談者個別の母子・父子自立支援プログラムを作成、就労支援など、自立に向けたきめ細やかなお手伝いをしていますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口 子育て支援課 ☎097-582-1262

2、 県の相談窓口「大分県母子・父子福祉センター」

ひとり親家庭の生活一般相談

平日 8:30～18:00（月曜・日曜は、17:00まで）土曜・祝日は休館日
弁護士による無料相談 年間 15回 実施時間 13:00～17:00※要予約

4/19 5/17 6/21 7/19 7/26 8/9 9/13 10/11

10/17 11/15 12/13 1/10 1/24 2/21 3/28

（養育費・慰謝料・遺産相続・子どもの親権・金銭の貸借問題・家、土地問題）

☎097-552-3313（大分市大津町2丁目1番41号）

3、 養育費相談支援センター

電話相談 : ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419（携帯電話使用不可）

平日（水曜を除く）10:00～20:00 水曜 12:00～22:00

土曜・祝日 10:00～18:00

メール相談 : info@youikuh.or.jp

相談員が数日中に回答を送信します。

4、 法テラス（大分市城崎町2丁目1番7号）☎050-3383-5520

弁護士相談（離婚相談・相続・金銭トラブルなど民事全般）

毎週火・水・木曜日 9:30～11:30/13:30～16:30

経済的に余裕がない場合（収入・貯金額などで決まる）無料で3回まで相談ができます。